

著作権	判決年月日	令和4年11月2日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和4年(ネ)第10044号		

○ 発信者情報開示請求において、ツイッターを利用してツイートを投稿する際に、控訴人のツイートのスクリーンショットを添付したことが適法な「引用」（著作権法32条1項）に当たるとされた事例

○ 発信者情報開示請求において、名誉毀損による権利侵害の明白性が認められた事例

(事件類型) 発信者情報開示 (結論) 原判決一部取消

(関連条文) 著作権法21条、23条1項、28条、32条1項、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律4条1項

(原判決) 東京地方裁判所令和3年(ワ)第6266号・令和4年3月30日判決

### 判 決 要 旨

1 本件は、氏名不詳者により、ツイッター（インターネットを利用してツイートと呼ばれるメッセージ等を投稿することができるサービス）において、本件ツイート1及び2が投稿されたことにより、同各ツイートに添付された本件投稿画像1又は2に含まれる本件控訴人プロフィール画像に係る控訴人Aの著作権及び控訴人Bの原作者の権利が侵害されたこと並びに控訴人Aの名誉権が侵害されたことが明らかであると主張して、控訴人らが、経由プロバイダである被控訴人に対し、令和3年法律第27号による改正前の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）4条1項に基づき、発信者情報の開示を求めた事案である。

本件投稿画像1及び2は、控訴人Aが投稿したツイートをそれぞれスクリーンショットにより撮影したものであり、ツイートには、投稿者を示すアイコンとして、本件控訴人プロフィール画像が付されていた。本件控訴人プロフィール画像は、控訴人Aが自らのアカウントにおいてプロフィール画像として用いていたもので、控訴人Bが撮影した控訴人Aの写真の顔部分に、控訴人Aがイラストを付して加工したものである。

2 原判決は、控訴人らが開示を求める情報が、本件ツイート1の投稿の7時間後又は48日後、本件ツイート2の投稿から3か月前又は45日前のものであることなどから、被控訴人の設備が侵害情報である本件ツイート1及び2の投稿に供されたと認めることができず、被控訴人はプロバイダ責任制限法4条1項所定の「開示関係役務提供者」に当たらないとして控訴人らの請求を棄却し、控訴人らが、控訴を提起した。

3 本判決は、本件控訴人プロフィール画像の利用については「引用」に当たり適法であるとして著作権に係る権利侵害の明白性を否定したが、名誉毀損による権利侵害の明白性を認め、また、プロバイダ責任制限法4条1項所定の要件を満たすと判断して、控訴人Aの被控訴人に対する請求を認容し、控訴人Bの請求は棄却すべきとした。理由の要旨は次のとおりである。

#### ①著作権侵害について

控訴人Aの行為を批評するために、同人のツイートに手を加えることなくそのまま示すことは、客観性が担保されているということができ、本件ツイート1又は2の読者をして、批評の対象となったツイートが、誰の投稿によるものであるか、また、その内容を正確に理解することができるから、批評の妥当性を検討するために資するといえる。また、本件控訴人プロフィール画像は、ツイートにアイコンとして付されているものであるところ、本件ツイート1及び2において、控訴人Aのツイートをそのまま示す目的を超えて本件控訴人プロフィール画像が利用されているものではない。そうすると、控訴人Aのツイートを、アイコン画像を含めてそのままスクリーンショットに撮影して示すことは、批評の目的上正当な範囲内での利用であるといえることができる。

画像をキャプチャしてシェアするという手法が、情報を共有する際に一般に行われている手法であると認められることに照らすと、本件ツイート1及び2における本件控訴人プロフィール画像の利用は、公正な慣行に合致するものと認めるのが相当である。

したがって、本件ツイート1及び2における本件控訴人プロフィール画像の利用について、控訴人らの著作権侵害が明白であるとはいえない。

#### ②名誉毀損について

「捏造したところで信用の問題で誰も信じないとは思いますが」 「あんたと違って」との文言は、誰も信じないほどに控訴人Aが信用されていないとの投稿者の意見を表明したものと認めるのが相当であり、意見ないし論評の表明であるが、前提とする事実について真実であることの証明がない。

「ツイート文章を改竄して捏造妄想作話する」との文言は、意見ないし論評の表明に当たるが、控訴人Aの人格を攻撃するものであり、人身攻撃に及ぶものであって意見ないし論評としての域を逸脱したものである。

したがって、本件ツイート1及び2によって控訴人Aの名誉権が侵害されたことが明らかであるといえる。

#### ③プロバイダ責任制限法4条1項の「権利の侵害に係る発信者情報」について

侵害情報を送信した者の情報であると認められるのであれば、侵害情報を送信した後のログイン時のIPアドレスから把握される発信者情報や、侵害情報の送信の直前のログインよりも前のログイン時のIPアドレスから把握される発信者情報も、プロバイダ責任制限法4条1項の「権利の侵害に係る発信者情報」に当たり得ると解するのが相当である。